

令和8年第3回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年9月11日（金）

○谷川真由美議員（登壇）

通告に基づき4項目質問します。

まず、1項目めは、中学校給食費の無償化をということです。

円安やホルムズ海峡の封鎖などで、エネルギー価格の高騰や食料品の値上がりによって私たちの暮らしが圧迫されています。それにもかかわらず、高市内閣は国民が求めている国旗損壊処罰法や男系男子に限るとした皇室典範改正の強行など、物価高騰対策には無策です。そういうときこそ、国の悪政から市民の暮らしを守る地方自治体の役割が求められています。

この4月からは、ようやく国の政策として、小学校給食費の無償化がスタートしました。本市においては、国・県からの交付金で足りない分は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、小学校給食費が完全無償化で実施されていることに、保護者の皆さんからは大変喜ばれています。そして、来年度からは、ぜひ中学校給食費も無償にしてほしいという保護者からの声をたくさんお聞きしています。国待ちではなく姫路市の施策として、中学校給食費の無償化を求めます。

和歌山市の調査によりますと、中核市62市中、既に23市で中学校給食費の無償化が行われています。青森・八戸・高崎・豊田・東大阪・明石・和歌山市などで実施されていますが、姫路市より財政力指数が低い自治体でも実施されています。

中学校給食費の無償化には約10億円が必要となりますが、中核市の中でも高い財政力を持つ姫路市ができないはずはありません。中学校給食費の無償化は財源の問題ではなく、やる気があるかないかの問題です。来年度からの中学校給食費の無償化について答弁を求めます。

これで、私の1項目めの第1問を終わります。

○西本眞造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

お答えいたします。

今年度は、中学校給食費の保護者負担分に物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用し、給食1食当たり30円を公費で支援し負担軽減を図っております。

また、経済的にお困りのご家庭には就学援助制度による

給食費の全額助成を、多子世帯には第3子以降の給食費を無償化するなどの支援を既に実施しております。

給食費の無償化は国の責任において全国的な制度として検討されるべき課題と認識しており、引き続き国の動向を注視しつつ保護者の皆様の負担軽減につながる支援の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真由美議員

2問目をお願いいたします。

国の責任で行うべきという答弁だったかと思うんですけども、それは国が責任を持って行うのが一番よいと思っておりますけども、先ほども申し上げましたが、国がしないのであれば姫路市、中核市の中でも既に実施してる自治体もあるわけですから、ぜひ姫路市にも実施をしていただきたい。

じゃあ、なぜ、国待ちとはいえですね、姫路市が自主的に実施しないのかということをお聞きしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、中学生給食費の無償化を実施しようとすれば約10億円余りって言いましたけども、9億円ちょっとあればできるわけです。

姫路市の2025年度の決算では実質収支は約55億円で、58年連続の黒字決算となっております。こうした高い財政力があるわけですから、やる気があればすぐにでもできるのではないのでしょうか。やらない理由はどこにあるのでしょうか。お答えください。

○西本眞造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

ただいま議員がお示しのとおり、これを実施するとなると9億円余りのお金が、毎年毎年、市の支出として生まれてくることになります。

一方で、学校給食法においては、繰り返しになりますが、給食の食材費については保護者が負担すべきものというこの法律については、その内容は改正されているわけではありません。

今般、物価高騰におきまして、国が新たな形として小学校において無償化したというのは、それはこの法律に基づいて、それを变えるのであれば国が責任を持つという意識で小学校について無償化したと私どもは認識しており

ますので、本来、国がするべきものについて市が支出することになれば、この大きなお金ですので、市のほかの部分の施策について影響が出ることは免れませんので、慎重に対応すべきであると考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真由美議員

法律違反であれば、既にも実施している自治体はどうなるのかということです。だから、できないことはないわけで、日本共産党の吉良議員もですね、文科大臣からですね、法律は食材費は保護者負担となってるけども、それをしたら違反ということにはならないっていう、そういう答弁も引き出してあります。ですから、文科大臣もそういう答弁をしてるわけです。そういう中で、既に中核市の中で、62市ある中核市の中で23市の自治体の実施してるわけです。

繰り返しになりますけども、姫路市より財政力指数が低い自治体でも実施しています。姫路市は先ほども、繰り返しになりますけども、中核市の中でも財政力指数は上位に位置しているわけですから、55億円の黒字決算となっているわけです。

毎年、毎年50数億円近く実質収支黒字となっているわけですから、そこから支出しようと思ったらできると思うんですけども。教育委員会として、それを市長部局に要望する気はないのでしょうか。お答えください。

○西本眞造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

内容的には繰り返しの部分もあるのですが、やはり大きなお金です。それを市が単独で負担するとなれば、できるじゃないかと議員はおっしゃるんですが、これはもう間違いなくほかの施策に影響は出ます。

そういうことも考えまして、教育委員会ですから子どもたちのことを一番には考えるんですが、その前提として市全体の健全な財政運営というものがあつてのことと考えておりますので、現時点では、こうしたことを予算要求するかどうかについては慎重に判断すべきと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真由美議員

先ほど次長はですね、中学校給食費1食当たり食材費に対して30円補助を出していると言われました。そのとおりです。

中核市62市中、34の自治体で食材費の一部、1食につき補助していますが、34自治体で補助してますけど、34自治体の中で最低の30円です。最低の30円です。西宮市は205円、尼崎は181円です。この補助額を引き上げるおつもりはありませんか。答弁をお願いします。

○西本眞造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

先ほどお示しのとおり、補助している自治体の中では一番低いというお話でございました。ただ一方で、補助していない自治体もたくさんあるということも事実でございます。

市全体の影響を考える中で、それを求めることが適切かどうか、繰り返しになりますが、判断してまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真由美議員

先ほど次長は補助してない自治体はたくさんあると言われましたが、62市の中で5市だけです。5市がたくさんかどうかはあれですけども。

58年連続の黒字決算でですね、昨日も出ましたけども、市長はじめ特別職の報酬引上げの議案、取り下げられましたけども、これ引き上げてましたら、予定どおり引き上げてましたら、中核市の62市ある市町の中で姫路市はトップになるんですね。こういうことを、取り下げたとはいえ市長が決断されたわけです。

ですから給食費も決断、無償化、中学校の給食無償化、決断しようと思ったらできるのではないかとということを申し上げまして、次に移ります。

2項目は、給食の非喫食児童への相当額の給付をということです。

4月からの小学校給食費無償化の中で、阪神地域等、全国的にも食物アレルギーや不登校などの理由で給食を食べていない児童に相当額の給付を行っている自治体がたくさんあります。給食を食べている児童との公平性を保つためとしています。

中核市においても、和歌山市の調査によりますと、前橋・八王子・豊橋・奈良・和歌山・西宮・明石市など20市で実施されています。また、函館・青森・船橋・松本・長野・豊中・枚方・東大阪・吹田市など19市においては、検討中とのことです。

西宮市においては、学校に通っているか否かではなく、給食を食べていないことが給付の要件となっています。国と県からの1人当たりの基準額の上限月額5,200円を年数回に分けて、保護者の口座に振り込まれるとのことです。

国は、食物アレルギーや不登校などの理由で給食を食べていない子どもたちへの対応は学校設置者の判断に委ねるとしています。本市では非喫食児童への相当額給付は実施していませんが、給食を食べている児童との公平性と子育て支援の観点からも、給食相当額の給付を行うべきと考えます。

改めて、学校設置者として、今後、非喫食児童への対応について答弁を求めます。また、何らかの理由で給食を食べていない児童の人数についてもお答えください。

これで、私の2項目めの第1問を終わります。

○西本眞造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

お答えいたします。

給食を食べていない児童への給付につきましては、他市町の実施状況を参考にしながら、支給基準や運用方法など具体的な制度設計について検討を進めてまいります。

なお、現在、小学校に在籍している児童のうちアレルギーや宗教上の理由、不登校等により給食を食べていない児童は合わせて109名でございます。

以上でございます。

○西本眞造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真由美議員

2問目をお願いいたします。

非喫食児童への相当額の給付については検討していただくということで前向きな答弁をいただいたと思っております。ぜひ、来年度からの実施に向けて要件等を整えていただきたいと思います。

先ほどもご答弁ありましたが、非喫食児童は109人ということでしたが、こうした児童が全て対象になるような制度設計を考えていただきたいと思います。その辺は

どう考えているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○西本眞造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

お答えいたします。

この給食費負担軽減交付金の取扱いについて、国からは様々な規定が出ております。この109名の、何かいろいろな理由がありまして、該当するものもあれば国が該当しないと示しているものもありますので、それは国の制度に基づいて対応を考えてまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真由美議員

西宮市など既に実施している自治体等のやり方をしっかりと把握していただきまして、予算確保して実行できるようにしていただきたいことを要望して、次に移ります。

3項目めは、主権者としての平和教育をということです。

今年3月16日、沖縄県名護市の辺野古沖で、平和学習のため研修旅行中の同志社国際高等学校の生徒を乗せた小型船が転覆し、1人の生徒がかけがえのない命を落としたという痛ましい事故がありました。研修旅行の実施計画や安全管理に不備があったことは否めないと思います。

文部科学省は、その事故を受けて4月7日、「学校における郊外活動の安全確保の徹底等について」の通知を各都道府県教育委員会等に発出しています。

その後、文科省は5月22日、事故の調査報告書を公表しています。その報告書の中では、当然、安全管理上の問題が指摘されていますが、それ以上に研修旅行が政治的活動を禁じた教育基本法第14条2項に違反すると結論づけられていることに、多くのマスメディアや教育関係団体・京都府弁護士会からも批判の声が上がっています。

政党では、私たち日本共産党、中道改革連合、立憲民主党、公明党、社会民主党、れいわ新選組が文科省に対して批判的見解を発表しています。校外活動における児童生徒の安全確保は最優先事項だと考えますが、主権者としての平和教育の必要性とは区別して考えるべきです。

教育基本法第1条（教育の目的）「教育は、人格の完成を目指し、平和的で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身とも健康的な国民の育成を期して行われなければならない」と定めています。また、日本国

憲法においても、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないように」、さらには「日本国民は、恒久の平和を念願し」と、平和主義が貫かれています。こうした点からも、子どもたちに対しての平和教育の重要性があると考えます。

そこで、以下3点について質問します。

1点目は、本市では、それぞれの学年に合わせて子どもたちにどのような平和教育を行っているのか、答弁を求めます。

2点目は、文部科学省が実施の校外活動の安全確保及び適切な教育活動の取組状況に関する調査についてです。

このたび、文科省は全国の国公立の全ての学校を対象にこの調査を行っています。その内容と目的について明らかにしてください。

3点目は、主権者としての平和教育の推進をということです。

校外活動や修学旅行において、児童生徒の安全性の確保は最優先課題だということは当然のことです。しかし、文科省の教育基本法第14条2項に違反するという異例の見解に委縮することなく、これまで以上に主権者としての平和教育の推進を求めます。

それぞれ答弁を求めて、私の3項目めの第1問を終わります。

○西本真造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

お答えいたします。

まず、1点目についてでございますが、本市では小学校から高等学校まで、発達段階に応じて各教科等での学習の中で平和学習に取り組んでおります。小学校及び中学校におきましては、これに加えて姫路空襲の体験談を聞く学習や非核平和展への参加などを行っており、中学校及び高等学校におきましては、事前学習を踏まえた修学旅行を実施しております。

今後とも、各学校における発達段階に応じた取組を推進してまいります。

次に、2点目でございますが、調査の内容といたしましては、本年4月7日付け文部科学省通知「学校における校外活動の安全確保の徹底等について」に対する実施状況を確認するためのフォローアップでございます。

また、目的につきましては、校外活動の安全確保と実施

内容が適切かどうかを確認をするものでございます。

次に、3点目についてでございますが、平和教育につきましては、平和で民主的な社会の形成者を育む上で重要なものであると捉えております。

今後とも、学校現場の自主性や多様な取組を尊重しながら平和教育を推進してまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真美議員

2問目をお願いいたします。

子どもたちへの平和教育についてです。

姫路市では、先ほどもご答弁ありましたが、姫路空襲のことや、また実際、中学校の修学旅行では長崎に行ったり、高校では沖縄にも行かれてると思います。こうした修学旅行等について事前学習も含め、それぞれの年齢に合わせて子どもたちに平和教育に取り組まれている先生方に心から敬意を表したいと思います。

引き続き、姫路空襲や過去の戦争、広島・長崎への原爆投下の歴史等を通じて、平和の尊さについて子どもたちにしっかり学んでいってほしいと思っています。

再度、そのことについて答弁をお願いいたします。

○西本真造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

お答えいたします。

この平和についての学習ということは、これからもずっと大切なことであると認識をしております。

太平洋戦争が終わってから長い時間が過ぎる中で、語り部の方っていうのがどんどんと少なくなっているという難しい状況ではありますが、いろいろな資料等も活用しながら、子どもたちに年齢に合った平和教育を適切に進めてまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真美議員

次は、文部科学省のこの調査についてです。

私も、この調査票を見させていただきました。最初のほうは安全確保や宿泊行事における留意点等についてですけども、最後のほうは適切な教育活動の実施についてという

ことになっております。この、最後のほうの質問が、私が読ませていただいて、ちょっと威圧的だなあと感じました。

その調査の中にですね、参考として、教育基本法第14条「良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならない」と記述されています。これはそのとおりだと思うんですが、しかしこのことについての質問するのは全くなく、その次の2項の「法律に定める学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない」、このことが強調されていた調査になってるのではないかと感じました。

むしろ「良識ある公民として必要な政治的教養は教育上尊重されなければならない」、このことが私は大事にしていかなければならないと思っておりますが、そのことについての認識について答弁を求めます。

○西本眞造議長

角倉教育次長。

○角倉 要教育次長

この調査につきましては、文部科学省が全国の各学校に対して行ったものでありまして、この内容に対して私どもが評価するというのは適当ではないと考えておりますが、あくまでも、この教育基本法第14条及び2について適切であったかということを知っているものと認識をしております。

以上でございます。

○西本眞造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真美議員

次に、主権者としての平和教育の推進についてです。

このことについては、ぜひ久保田教育長に答弁いただけたらと思っております。

久保田教育長は、去る7月12日、平和資料館において被爆体験伝承者として、「もしも「あの日」が「今日」だったら…？－過去とのつながり、未来を紡ごう－」をテーマに講演されています。広報ひめじ9月号では、このことについて、戦争の記憶を次世代に継承する意義や平和教育の重要性について考えを深めましたと報道されておりました。とてもすばらしい企画だったと思います。

ぜひ、子どもたちの前でも被爆体験伝承者としてお話をしていただき、平和教育推進の先頭に立っていただきたいと思いますが、このことについて答弁をお願いいたします。

○西本眞造議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長

お答えいたします。

資料館でですね、そういう機会をいただけたこと、大変光栄に思っております。もし機会があればですね、積極的に様々な学校に行って、子どもたちに話す機会も持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○西本眞造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真美議員

久保田教育長から答弁いただきました。積極的に対応していきたいということで、本当に心強い答弁だったと思っております。

先ほどもありましたけども、こうした戦争についての語り部というか伝承者が、実際体験した本人がもう年齢的に無理で減っております。そういう中で、こうした、そういう人たちからお話を聞いて、被爆体験やまた姫路空襲のことを伝承者として子どもたちに話していくってのは本当に大事なことで、ぜひ教育長を先頭に、そうした平和教育をしっかりと進めていただきたいことをお願いして次に行きたいと思います。

4項目めは、学校統廃合で放課後児童クラブはどうなるのかということです。

来年の4月から、谷内小学校が谷外小学校に、上菅小学校が菅生小学校に、古知小学校が置塩小学校に統合されます。それに伴い、放課後児童クラブもそれぞれ統合されます。

現在、小学校の統合に向けては学校地域協議会が設置され、統合による課題について協議・検討がされていますが、放課後児童クラブについてはどのような議論が行われているのでしょうか。

統合される側の子どもたちは、通学距離も遠くなり、スクールバスでの通学や大勢の中での学校生活など、環境が大きく変わります。放課後児童クラブを利用している子どもたちは、二重に影響を受けることになります。

放課後児童クラブの統合に当たっては、子どもたちの放課後の過ごし方や保護者の負担に十分配慮した運営を求める立場から、以下3点質問します。

1点目は、スクールバスによる送迎について、平日と長期休業中においてそれぞれどのように考えているのかと

ということです。

2点目は、運営のルールや保育の進め方の調整や職員体制はどうなるのかということです。

3点目は、規模に見合った十分な広さや設備は確保されるのかということです。

それぞれ答弁を求めて、私の4項目めの第1問を終わります。

○西本真造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長

お答えいたします。

まず、1点目のスクールバスによる送迎についてですが、平日につきましてはクラブ利用後の自宅付近停留所への送り便を1便、長期休業中につきましては送迎のため朝夕各1便の運行を検討いたしております。

続きまして、2点目の運営のルールや保育の進め方の調整、職員体制についてでございますが、公設のクラブ間で運営のルールや保育の進め方は大きくは異なることから、統合先に合わせたルールで保育を進めてまいります。

一方、職員体制につきましては、クラブでの生活は人と人の関わりが中心であることから、現在のクラブ職員の継続配置に取り組むなど、廃止されるクラブ利用児童に大きな混乱を来さないよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、3点目の規模に見合った十分な広さ・設備は確保されるのかについてでございますが、現在の入所児童数を前提といたしました場合、統合後のクラブは条例で定められた基準に沿った定員内に収まる見込みでありまして、必要な環境は確保できるものと考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真美議員

2問目をお願いいたします。

スクールバスの運行に当たっては、平日の場合は夕方1便で、長期休業中は朝夕1便ずつということなんですけど、保護者のニーズってのはしっかり把握していただいて、時間と、1便しかないんでね、全ての保護者に合うかどうかっての分かんないんですけども大方の保護者の希望どおりに運行できるようにしていただきたいと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○西本真造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長

お答えいたします。

まず基本的には、放課後児童クラブの送迎につきましては保護者での送迎が基本となっておりますけれども、統合につきまして通学距離が結構長くなるということで、その補完の1つとして送迎バスを考えております。

その時間についてでございますが、議員おっしゃったように1便ということで考えておりますので、まず皆さんのご希望に沿えるかどうかというところは非常に難しいんですけども、極力希望に合った時間というものを、今アンケート等をこれからやっていきますので、その中で、最適な時間というのを探っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西本真造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真美議員

保護者のニーズをしっかり把握していただいて対応していただきたいことを要望しておきます。

運営のルールや保育の進め方の調整、職員体制についてなんですけども、これは姫路市の運営のルール、放課後児童クラブの運営のルールってのがありまして、そんなに大きく違いはないとは思うんですけども、やはり、保護者も含めて子どもたちの不安をね、統合に当たって軽減するためにもですね、ぜひ、放課後児童クラブにおいても交流等をね図っていただけたらと思います。

普通学級においては、統合に向けて交流等も行事等で計画されているようにお聞きしております。ですから、放課後児童クラブにおいても子どもたちが安心して移行できるように、双方の放課後児童クラブの交流等を考えていただけたらと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○西本真造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長

お答えいたします。

まず、統合後の児童の不安感の除去ということでございますが、まず、職員体制の継続ということを第1問目のときにお答えいたしましたけど、基本的に今現在雇用しており

ます支援員、補助員等につきましては、極力、統合後のクラブでも働いていただきたいというふうに思っております。そういったところで、児童の安心感というものが、少しでも増すことができればというふうに思っております。

そして、今、議員からご指摘がございました交流でございますけれども、まず学校で統合後の、統合先と統合元のところでの交流事業ということがありますので、またそこであえて放課後児童クラブの子どもだけの交流ということをするのがよいのかどうかということにつきましてはちょっと今後検討していく必要があるのかなとは思っておりますが、まず統合元・統合先の学校での交流事業においての融和が図られるものというふうに考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真美議員

指導員の体制というか、雇用の継続についてですけども、先ほど職員の雇用の継続で統合のクラブでもその職員が対応するという答弁だったかと思うんですけども、でも子どもの人数によって、全ての指導員が必要となるわけではないと思うんですね。ですので、そういう点で、指導員の雇用の継続ってのはどういうふうに確保されるのでしょうか。

○西本真造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長

お答えいたします。

議員おっしゃるように、統合したときに、クラブでのその単位での求められる支援員というのは決まっておりますので、必ずしも統合元といいますか、統合していくほうの側の支援員が全て統合後の学校でのクラブに雇用できるかということになると若干難しい点が出てきようかと思えます。

ただ、姫路市全体で見ますと、支援員、補助員というのはまだまだ数が足りていない状況にございますので、ほかでの勤務を希望していただいた場合、幾らでも働いていただける場所っていうのはあると思っておりますので、そういった形のご案内というのはさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西本真造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真美議員

指導員の雇用の継続についてももしっかりお願いしたいと思います。

規模に見合った広さの確保についてです。もうこれも基準があるので、当然、そうした広さの確保ってのは行われるのだろうとは思っておりますが、菅生小学校も置塩小学校もどちらも体育館の2階っていうことなんですね。そういう意味で、スペースは本当に、スペースとか安全性の問題とか、その点は大丈夫なのかっていうことをちょっと心配するんですけどもいかがでしょうか。

○西本真造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長

体育館での放課後クラブでの活動のことでご質問いただきました。その中で、菅生小学校の件でございますけれども、令和9年度におきましてクラブの体育館の改修があるというふうに伺っております。その間は旧幼稚園での放課後児童クラブの展開という形になっておりますが、教育委員会のほうから聞いております話では、改修後の図書館につきましては若干余裕が出てくるということで、放課後児童クラブの児童の環境というものは十分確保されるというふうに思っております。

以上でございます。

○西本真造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真美議員

スペースもしっかり確保されるということなので、その点は安心しました。

保護者も子どもたちも、学校が統合されるっていうことについては、とりわけ統合される側の子どもたちってのは不安を持っていると思うんですが、そういう中でですね、安心して放課後児童クラブが利用できるように、今、事前の準備をいろいろ進めていただいていると思うんですけども。保護者への説明、それから指導員への説明責任しっかり果たして、スムーズな統合ができるようにしていただきたいと思いますが、その点について答弁をお願いします。

○西本真造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長

まず、支援員等々の職員と、あと保護者への説明ということでご質問を頂戴いたしました。

小学校の統廃合と密接に関連する事案でございますので、学校地域協議会におきまして保護者へのご説明ということは今までもさせてきていただいておりますし、今後も続けていきたいというふうに思っております。

職員に関しましては、当然、労働条件の変更ということになりますので、しっかりとした説明は今後とも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○西本真造議長

36番 谷川真由美議員。

○谷川真美議員

ありがとうございます。

保護者も子どもたちも安心して、統合に、放課後児童クラブの統合で安心して利用できるように進めていただきたい、そのことを再度要望しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○西本真造議長

以上で、谷川真由美議員の質疑・質問を終了します。